市貝町教育大綱
（市貝町教育振興基本計画）

市　　貝　　町

市貝町教育委員会

市貝町教育大綱策定にあたって想う

親は誰しも自分の子は、善くなって欲しいと願うであろうし、社会も子どもたちが善く育って欲しいと期待するものです。このように、外部からの必要性から生じるのが教育だと思います。一方、当の子どもたちとしては、先人が永年にわたって積み上げてきた豊かな知識や教養を修め、これを使いこなしてみたいと意欲すると同時に、家族や社会が期待する善い子になりたいと希望するものです。子どもの内部からの意欲と要求として発するのが学習だと思います。前者は、学校施設や教育制度によって子どもたちに枠をはめ、時には強制力を発揮して型にはまった内容で教え育てようとします。これに対し、後者は、子どもの意思や価値観を尊重し、自由を前提としますので、両者の間には軋轢が生じます。

戦前、戦時中の日本の教育は、「アメリカ教育使節団報告書」が指摘するように、多分に国家主義的な色彩の強いものでした。このため、同報告書は「人々を市町村及び都道府県のレベルでより大幅に学校行政に参加させるために、また、学校を内務省の地方官吏の行政支配から取り出すために」、民主的な教育改革をいくつも提案しています。これを基礎に、今日みられる教育基本法をはじめ、６・３制、教育委員会制度などが次々に立ち上がってまいりました。

このたび、大津のいじめ事件などを契機として、教育委員会制度における責任体制をより明確にするために、地方教育行政法が一部改正され、教育行政の責任者を教育長とするとともに、教育長に対する首長の関与を強化するものに変わりました。

しかしながら、教育行政の現場では根本的な問題状況として、地域住民の立場から教育方法、さらに、教育の内容について、自由に議論できる場が必ずしも当初期待された通りに育ってきていないのではないかという局面が見受けられます。これは、教育の住民統制といわれるものですが、この住民統制によって守られ育てられるのが、学習する次代を担う子どもたちです。子どもたちが自己実現に向けて、自由に伸び伸びと学習できるよう学習者中心の教育体制の実現を目指し、大綱を策定することこそが、私たち大人の役割であると考えます。策定された大綱の内容については、首長と教育委員会がよく共有し、一致して執行してまいりたいと思います。

平成２８年　２月

栃木県芳賀郡市貝町長　　入 野　正 明

目　　次

第１章　序　論　　1

1　市貝町の概要
2　教育をめぐる動向
3　第６次市貝町振興計画
4　教育振興基本計画と教育大綱
5　市貝町教育行政の基本的方針
6　施策の体系

第２章　学校教育・就学前保育・教育の充実　　9

1　「生きる力」を培う保育・幼児教育の充実
2　「生きる力」の基礎となる小中学校教育の充実
3　共に育てあう視点に立った家庭・地域の連携
4　望ましい食習慣を育てる学校給食・食育の充実
5　児童・生徒への経済的支援

第３章　生涯学習の推進　　２２

1　心豊かに生きる生涯学習のまちづくり
2　公民館を中心とした地域活動
3　図書館機能の充実及び歴史民俗資料館の活用
4　文化・芸術活動の推進と歴史文化の保護・活用
5　活力ある生涯スポーツの推進

第４章　尊重しあう社会の形成　　３０

第５章　計画推進の評価　　３１

第１章　序　論

１　市貝町の概要

（１）豊かな自然と「サシバの里づくり」

本町は、東西約 9.9 ㎞、南北約 15.6 ㎞、面積は 64.24 ㎢で県の東部に位置する人口約 12,000 人の町です。町北東部は八溝山系から続く標高 200 メートル以下の丘陵地となっており、１級河川小貝川が町を北から南に流れ、大川、桜川が合流する南部から西部にかけて平坦地が開けています。比較的災害も少なく自然が豊かです。

市貝町及びその周辺は、今もなお古き良き里地里山の景観が残され、それらの環境を利用した農業が営まれている地域です。特に小さな丘陵とその間に存在する多数の谷津田は、さまざまな動植物の生息・生育の場として重要な役割を果たしています。

このような環境は、絶滅の恐れがあるとされるタカの仲間「サシバ」の最も適した生息地になっています。何より、この地域のサシバの生息密度は日本一を誇っており、個体群（ある空間に住み、まとまりを持った種類の生物の集まり）保全の上でも重要な地域であり、「サシバによって選ばれた市貝町」であると言えます。

市貝町では、平成 23 年より「サシバの里」ブランドを立ち上げ、サシバをシンボルとして自然と共生したまちづくりの推進をしています。市貝町全体を「サシバの里」ブランドと位置づけ、環境と経済が両立する豊かな自然共生社会を実現するため「市貝町サシバの里づくり基本構想」を展開しています。

（２）町の沿革

北部の小貝村と南部の市羽村が昭和 29 年に合併して市貝村となり、昭和 47 年に市貝町として町制を施行し、現在に至っています。

（３）観光

農業用水の貯水池として造られた塩田調整池（芳那の水晶湖）に隣接して、本州最大級 2.4 ヘクタールの芝ざくら公園が完成し、平成 18 年４月にオープンしました。都市と農村の交流により地域の活性化を図るとともに観光の拠点として注目を浴びています。伊許山園地には約 2,000 本のつつじが山裾一面を彩り栃木の名勝百選に選ばれています。多田羅沼はスイレンや湿地性の植物が数多く見られ、沼をめぐる遊歩道は散歩コースになっています。観音山梅の里、記念樹の森、市貝温泉健康保養センター、武者絵資料館があります。平成 26 年 4 月に県内で 22 番目にオープンした道の駅「サシバの里いちかい」も見所の１つです。

（４）歴史・文化

本町では、開発に伴う埋蔵文化財の保護・保存に努めております。数々の遺跡の発掘調査結果から１万年以上も前から人が住み、今日に至っていることがわかっています。旧石器時代から中世までの出土品がみられた寺平遺跡には縄文時代草創期の獲物獲得の落とし穴の跡があったり、町内にある 150 基余りを数える古墳は、大和政権の東国支配の一端を知ることができます。上根の二子塚古墳は、前方後円墳で最も早い時期の古代人の存在を示唆しています。中世の城館は、概ね原型を保っていて那須氏勢力と宇都宮氏勢力が対峙していた中世の様相を伺い知ることができます。県指定文化財の村上城跡は永和 4 年（1378 年）益子正宗の二男、村上新助良藤が築城し、その子則光、光義と三代（約 50 年）にわたり居城したと伝えられます。通称観音山に築かれた山城で、山頂に土塁と堀を三角状にめぐらした本丸があります。日光開山の勝道上人伝説や村上永徳寺開山の徳一大師の足跡、平安仏教や仏像范型（はんがた）の存在から仏教文化も知ることができます。村上の永徳寺境内にある町指定文化財千手観音堂は創建古く、数回にわたって修復が行われ、現在の堂の建物は、慶長 10 年（1605）領主千本大和守藤原義貞によって造営されたものです。その中にある千手観音は、平安中期の作と言われ、

本尊、御前立ともに県指定文化財になっています。近世以降では、国指定文化財の入野家住宅（主屋・表門、天保 7 年 1836 年建築）が保存されており、庶民の歴史を伺うことができます。田野辺村宮大工永野万右衛門（12 代目が 1691 年元禄 4 年という記録があります）及びその弟子の仕事で各地に普請の寺社が現存しています。また、町内にある大畑家は、江戸時代から代々紺屋を営んでいましたが、明治初期からは、本格的に武者のぼり絵の制作を始め保持者の大畑耕雲氏は県及び町の無形文化財指定になっています。

（５）人口と世帯数

本町の人口は、昭和 29 年の町村合併当時、14,000 人を超えていましたが、その後は減少となり、昭和 50 年で 10,041 人となり、昭和 47 年・48 年のシーアイ化成と花王の二大企業の進出後まもなく人口減少が止まり、昭和 60 年で 10,821 人、平成 12 年 12,441 人を境に徐々に減少しています。平成 27 年 10 月 1 日現在で、11,720 人となっています。世帯数においては、人口が減少しているにもかかわらず、平成 22 年は 4,018 世帯、平成 27 年 10 月で、4,109 世帯という状況です。核家族化の進展などにより、世帯数は緩やかな増加傾向を示しています。

（６）少子高齢化と児童生徒数の変化

平成 27 年 10 月 1 日現在で、年齢階層別人口は、60～64 歳が最も多く、次に 55～59 歳の順となっています。65 歳以上の人口に占める割合は約 25.3%となっており、過去 10 年を見ると、少しずつ増えています。また、15 歳未満が約 12.3%と少なく、少子高齢化が進行していることがわかります。児童生徒数については、平成元年度は 1,395 人でしたが、平成 10 年度には 1,501 人となり、平成 27 年度は 929 人に減少、さらには平成 30 年度には 914 人になることが見込まれるなど、町全体としては児童・生徒数の減少が続いています。

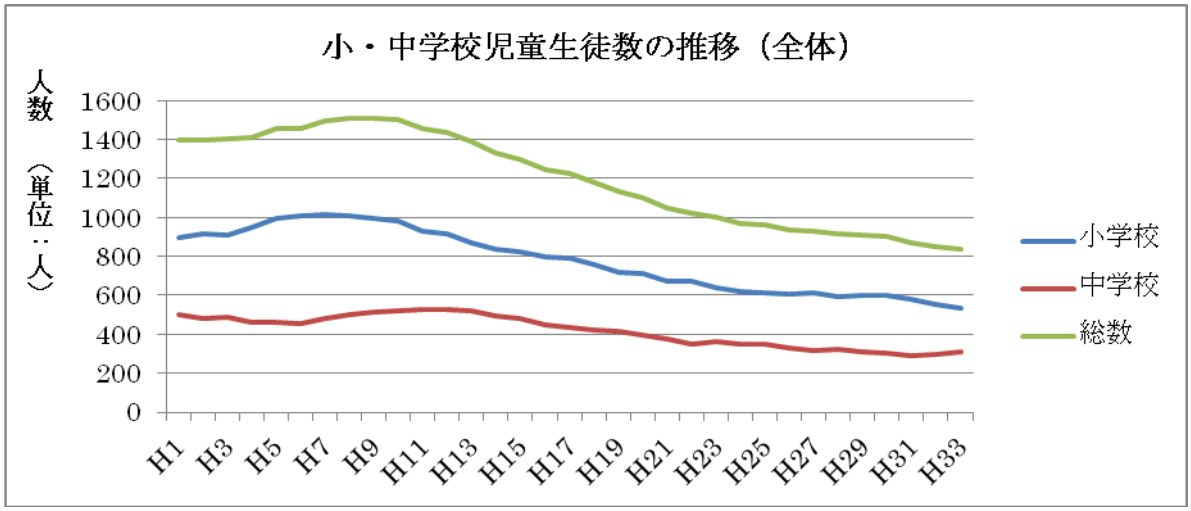

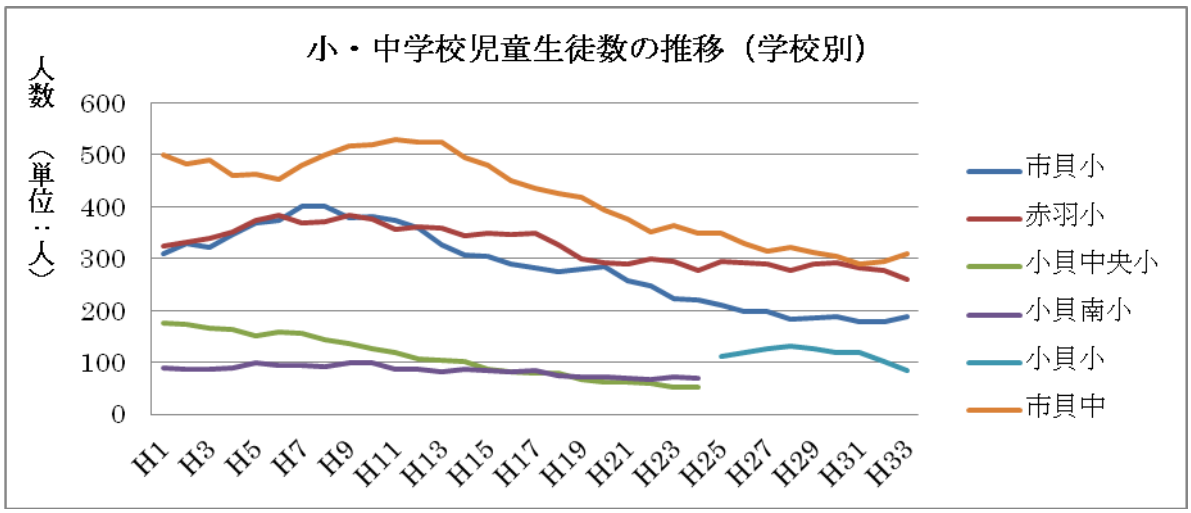

（７）文教施設及び社会教育施設

本町内の文教施設には、町立中学校１校、小学校３校、私立幼稚園（認定こども園）１園、町立保育所２か所、私立保育園２か所があります。社会教育施設としては、生涯学習の拠点として中央公民館（昭和 56 年竣工）、町民ホール（昭和 51 年竣工）、 ふれあい館（平成６年竣工）、きら里館（平成 21 年竣工）があり、町民の文化・芸術の振興を支えています。スポーツ施設としては、勤労者体育センター、テニスコート、武道館、農業者トレーニングセンター（体育館）北運動場、城見ヶ丘運動公園（陸上競技、サッカー、ターゲットバードゴルフ）、ゲートボール場などが整備され、町民の健康福祉の向上に寄与しています。また、町立図書館、歴史民俗資料館があり、町民への情報の提供や歴史・文化の向上に寄与しています。

施設などの位置

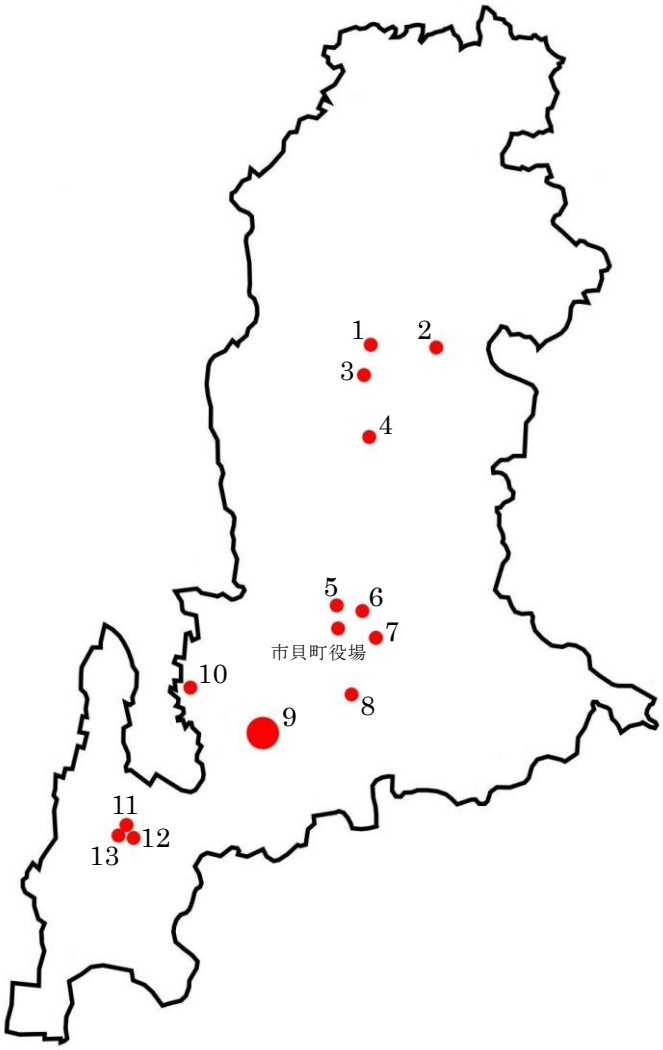

１　きら里館
２　北運動場
３　杉山保育所
４　小貝小学校
５　認定こども園市貝たいよう幼稚園
６　市貝中学校
７　市塙保育所
８　市貝小学校
９　中央公民館
　　町民ホール
　　勤労者体育センター
　　農業者トレーニングセンター
　　市貝町武道館
　　市貝町立図書館
　　歴史民俗資料館
　　城見ヶ丘運動公園
１０　かみねの森保育園
１１　赤羽保育園
１２　赤羽小学校
１３　ふれあい館

2　教育をめぐる動向

（1）国の教育改革

平成 15 年 3 月、中央教育審議会は、「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画のあり方について」という答申をまとめました。その中で、教育について大胆な見直しと改革を推進する必要があると述べています。また、今日的な視点から教育のあり方について根本的改革が求められているとして、教育基本法改正の必要性を述べています。その後、「今後の初等中等教育改革の推進方策について」という包括的諮問を受け、教育改革の議論は、いろいろなテーマにわたり活発に続けられています。平成 17 年 2 月には、21 世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などとあわせ、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう中央教育審議会に対して要請があり、これまでの審議経過を「審議経過報告」としてとりまとめたものが、平成 18 年 2 月に公表されました。平成 17 年 6 月には、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」が諮問され、平成 20 年 2 月に答申されました。国際化、情報化、科学技術の急速な進展のほか、高齢化など社会が激しく変化している今日、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような「生涯学習社会」を実現することの必要性が増大しています。教育改革を具現化するため、平成 18 年 10 月、「教育再生国民会議」が設置されました。同じく 10 月には、幼児教育の一層の推進を図るため、「幼児教育アクションプログラム」が策定されました。

そして、平成 18 年 12 月に教育基本法が改正されました。前文には「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化創造を目指す教育を推進する」ことを明記しています。さらに教育振興基本計画を定めることについて規定しています。その後も、教育関係の法律である学校教育法、教員免許法及び教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（教育三法）が平成 19 年 6 月に改正されるなど教育改革が進められ、今日に至っています。

平成 26 年 6 月 20 日には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されました。今回の改正は政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化等の改革がなされました。特に、教育長の責任が明記されるとともに、首長は町の「教育大綱」を策定すること、「総合教育会議」を設置することが明確化されました。

（2）国の教育振興基本計画

我が国において、昭和 22 年に制定されてから約 60 年ぶりに、平成 18 年 12 月教育基本法が改正され、新しい時代の教育の理念が明示されました。同法第 17 条第 1 項において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が基本的な計画（教育振興基本計画）を定めることが規定され、これに基づき国では「教育振興基本計画」を策定しました。（平成 20 年 7 月 1 日閣議決定、第 1 期教育振興基本計画（対象年度：平成 20 年度～平成 24 年度））さらに、国は平成 25 年 6 月に第 2 期教育振興基本計画（対象期間：平成 25 年度～平成 29 年度）を閣議決定し、4 つの基本的方向性・8 つの成果目標・30 の基本施策を掲げました。

1　社会を生き抜く力の養成
～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～
2　未来への飛躍を実現する人材の育成
～変化や新たな価値を主導・創造し，社会の各分野を牽引していく人材～
3　学びのセーフティネットの構築
～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
4　絆づくりと活力あるコミュニティの形成
～社会が人を育み，人が社会をつくる好循環～

（３）栃木県の教育振興計画

栃木県では、昭和 59 年度（1984 年）に策定した「栃木県教育振興長期ビジョン」（2000 年まで）及び、三期にわたる「とちぎ教育振興ビジョン」（一期 2001 年～2005 年、二期 2006 年～2010 年、三期 2011 年～2015 年）に基づき、積極的かつ計画的な教育行政を推進しています。「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」では、

とちぎの子どもたちを、自らの力で、自分の未来を、力強く切り拓いていける人間に育てます

と、子ども一人ひとりの自己実現という個人的資質の育成を重視した基本理念を掲げ、「とちぎの教育が目指す子ども像」として５つの教育目標を示しました。

そして、栃木県は平成 28 年 2 月に今後の県教育行政の基本方向を示す「栃木県教育振興基本計画 2020－教育ビジョンとちぎ－」（計画期間 2016 年～2020 年）を策定しました。この計画は、とちぎの子どもが将来、社会的に自立し、主体的に社会参加し生きていける力を培えるよう

とちぎから世界を見つめ、地域とつながり、未来に向かってともに歩み続ける人間を育てます

を基本理念とし、３つの基本目標及び、１５の基本施策から構成されています。

３つの基本目標	
『学びの基盤をつくる』	知・徳・体の調和のとれた発達を促すことによって生涯にわたって学び続ける力を育みます
『志を立て未来をつくる』	自分の生き方を社会との関わりの中で考えさせることによって夢を志に高め未来を創造する力を育みます
『育ちあえる絆をつくる』	地域の中で豊かな人間関係を築くことによって互いに育ちあうことのできる絆づくりを進めます

３　第６次市貝町振興計画

平成 28 年（2016 年）3 月に策定した「第 6 次市貝町振興計画」（平成 28 年～平成 37 年）では、10 年後の目指すべき町の将来像を**「人と自然が響き合い 一人ひとりがはつらつと輝くまち　～サシバの里を目指して～」**と定めています。さらに、これを実現するために 5 つの基本目標を設定し、前期 5 カ年・後期 5 カ年の基本計画を策定しています。

１　美しい里地里山でつながり支え合える安心なまち
２　子どもから大人まで地域で誇りを持って生きられるまち
３　若者から高齢者まで生きがいと希望を持って暮らせるまち
４　誰でもどこでも育み学びあえる魅力に満ちたまち
５　みんなか参画しみんなで決める自治自立のまち

教育においては、４の「誰でもどこでも育み学びあえる魅力に満ちたまち」という基本目標のもと、**１ 学校教育・就学前保育・教育の充実 ２ 生涯学習の推進 ３ 尊重しあう社会の形成** を基本施策とし、それを実現するための施策の大綱として位置付けられたものです。

４　教育振興基本計画と教育大綱

教育基本法第 17 条第 2 項では、「地方公共団体は政府が定めた教育振興に関する基本的方針を参酌し、地域の実情に応じて教育振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）を定めるよう努めなければならない。」と規定しています。また、平成 26 年 6 月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 では、「地方公共団体の長は教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」と規定しています。

これらの動きを踏まえ、市貝町及び市貝町教育委員会では平成 27 年度市貝町総合教育会議において、市貝町の教育施策に関する理念や方針を改めて協議・調整し、従来の市貝町教育振興基本計画を改定し、市貝町教育大綱を策定しました。

本大綱は、市貝町の最上位計画である「第 6 次市貝町振興計画」との整合性を図りつつ、教育分野にて取り組むべき基本的計画について明確化しています。よって、教育基本法で規定される教育振興基本計画と意義を同じくするものであることから、市貝町では本大綱をもって市貝町教育振興基本計画として位置づけます。

５　市貝町教育行政の基本的方針

以上のことを受け、本大綱ではこれまで培ってきた伝統を継承しつつ、これからの時代に生きる人の育成と生きがいのある地域社会づくりを目指すとともに、「市貝町民憲章」を尊重しつつ市貝町教育行政の方針を次のように設定します。なお、これらの方針を含めた本大綱の計画期間は、「第 6 次市貝町振興計画」との整合を図る観点から、平成 28 年度を初年度とした前期 5 カ年・後期 5 カ年の 10 カ年計画とし、社会情勢の変化により必要と認められる場合や、市貝町振興計画の基本計画及び実施計画の見直しに合わせ、随時改定を図ります。

◇ 市貝町教育行政の方針

①　安心して子育てのできる保育、幼児教育の充実
②　学力を高めるとともに豊かな人間性を培い、社会に主体的に対応できる力を育てる学校教育の充実
③　生涯を通じて学び高めあう生涯学習社会の推進
④　生きがいと連帯感あふれる地域社会づくりをめざす生涯学習の充実
⑤　うるおいと創造に富む町民の文化・芸術の振興
⑥　健康で活力ある生活の実現をめざす町民総スポーツの推進
⑦　郷土の文化と伝統を愛し、豊かな自然を慈しみ誇りに満ちた人材の育成

◇ 市貝町教育大綱の位置づけ　（イメージ図）

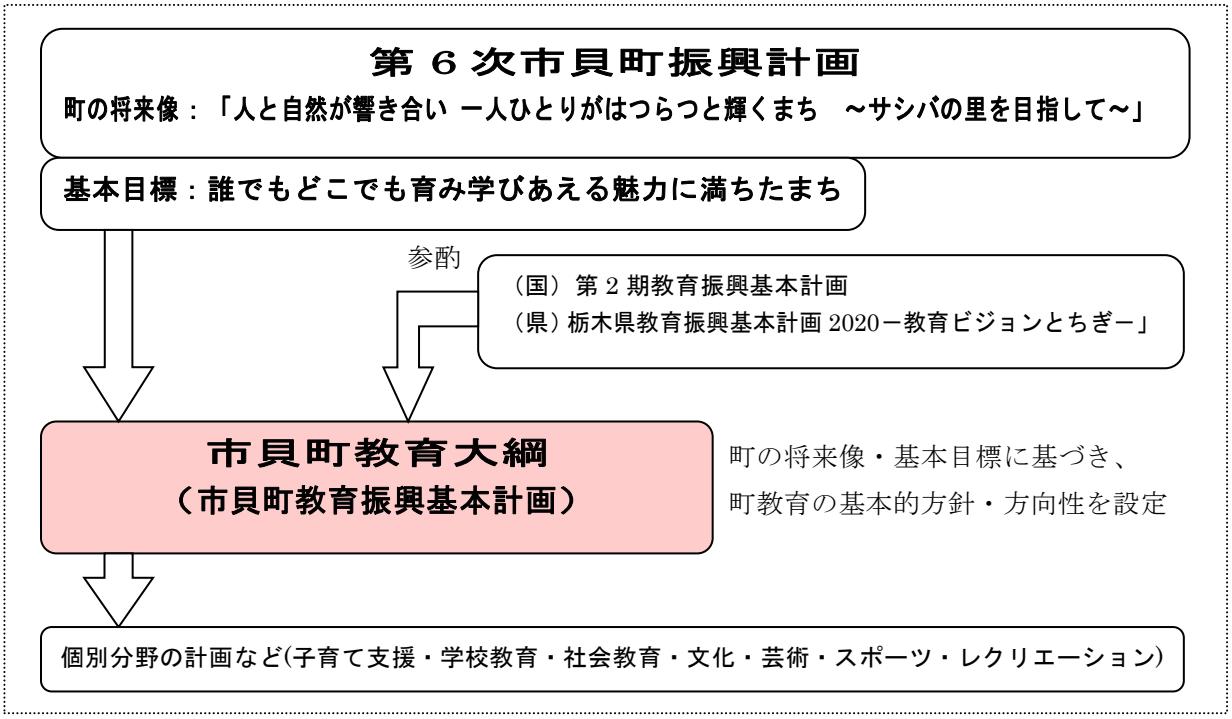

◇ 市貝町教育大綱の計画期間　（イメージ図）

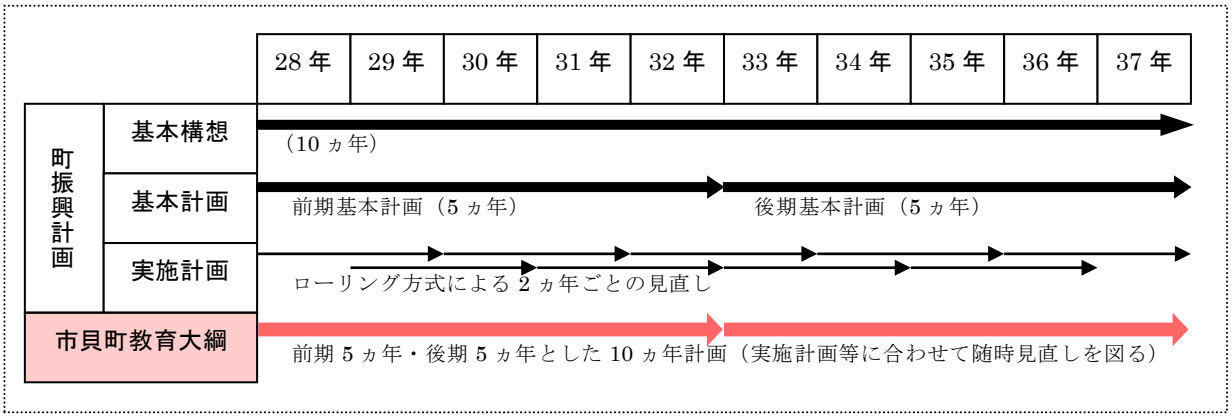

６　施策の体系

誰でもどこでも育み学びあえる魅力に満ちたまち	施策分野		施策
	学校教育・就学前保育・教育の充実	1「生きる力」を培う保育・幼児教育の充実 2「生きる力」の基礎となる小中学校教育の充実 3 共に育てあう視点に立った家庭・地域の連携 4 望ましい食習慣を育てる学校給食・食育の充実 5 児童・生徒への経済的支援	1 保育・幼児教育の充実 2 小中学校教育の充実 （1）教育環境の整備 （2）教育の質の向上 （3）「ふるさと学習」の推進 （4）外国語教育の充実 （5）いじめ防止対策の推進 （6）教育相談の充実 （7）特別支援教育の充実 （8）学校における人権教育の推進 （9）健康・安全教育の推進 （10）キャリア教育の推進 （11）小中学校連携教育の推進 3 家庭・地域との連携 4 食育の充実 5 経済的支援の充実
	生涯学習の推進	1 心豊かに生きる生涯学習のまちづくり 2 公民館を中心とした地域活動 3 図書館機能の充実及び歴史民俗資料館の活用 4 文化・芸術活動の推進と歴史文化の保護・活用 5 活力ある生涯スポーツの推進	1 心豊かに生きる生涯学習のまちづくり ・生涯学習推進体制の整備充実 ・学習機会の提供 ・生涯学習活動の自立支援 ・家庭教育の推進 ・青少年健全育成の推進 ・高齢者の生きがいづくり ・後継者結婚相談事業の推進 2 公民館を中心とした地域活動 ・自治公民館活動への支援 ・学習情報の提供 3 図書館機能の充実及び歴史民俗資料館の活用 ・図書館機能の充実 ・歴史民俗資料館の活用充実 4 文化・芸術の推進と歴史文化の保護・活用 ・文化・芸術団体の支援 ・文化施設の充実 ・文化財整備、保存、活用 5 活力ある生涯スポーツの推進 ・生涯スポーツの推進と施設の充実 ・総合型地域スポーツクラブの支援と充実 ・健康づくりスポーツレクリエーションの普及
	尊重しあう社会の形成	1 男女共同参画 2 人権尊重 3 国際交流・国内交流	1 参画意識の啓発・社会的条件の整備・社会活動への参加の促進 ・男女共同参画意識向上の推進 ・国際交流の学習機会の推進 2 人権尊重社会の実現 3 交流の促進

第２章　学校教育・就学前保育・教育の充実

市貝町立保育所保育目標

元気にあそべる子　１　健康な子ども
２　思いやりのある子ども
３　自主性のある子ども
４　何事にも興味を持つ子ども

市貝町公立学校教育目標

１　生命を尊重し、心身共に健康な児童・生徒を育成する。
２　人間性に富み、誠実で思いやりのある児童・生徒を育成する。
３　確かな学力と豊かな創造力を身につけ、多様化する社会に対応できる児童・生徒を育成する。
４　連帯感とたくましい実践力をもって、社会の繁栄に貢献できる児童・生徒を育成する。
５　郷土の文化と伝統を愛し、豊かな自然を慈しみ、誇りに満ちた人材を育成する。

市貝町学校教育の重点施策

１　確かな学力を身につけ、多様化する社会に対応できる児童・生徒の育成
２　思いやりのある人間性に富む児童・生徒の育成
３　心身ともに健康でたくましい実践力を連帯感をもって社会に貢献できる児童・生徒の育成
４　郷土に対する愛情と国際的や視野に立って人のための福祉につくせる児童・生徒の育成
５　学校施設・設備の維持管理及び教育環境の改善に努め、地域に開かれた学校づくりの推進

１　「生きる力」を培う保育・幼児教育の充実

【現状と課題】

国においては、「幼児教育振興アクションプログラム」が策定されました。その中で、「教育に機会均等」、「教育水準の維持・向上」という基本的な役割を果たすため、7 つの施策を示しています。さらに、就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢として「認定こども園」もスタートしました。市貝町では、この地において子育てを行う渡り鳥のサシバにあやかり、安心して子育てができる制度・環境づくりを進めています。

（１）乳幼児期の教育の重要性と生きる力の基礎づくり

人の一生において、乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。乳幼児期の子どもは、温かな親や家庭の愛情を

受けて情緒の安定が図られるとともに、生活や遊びなどの体験を通して、情緒的かつ知的な発達が促され、社会性が育ち、人間としてよりよく生きるための基礎を獲得していきます。そのため、乳幼児期の教育は、改正された教育基本法において、その重要性が規定されるとともに、新しい保育所保育指針や幼稚園教育要領において義務教育及びその後の教育（生活や学び）の基礎を培うものとして、次のように示されています。

保育所保育指針（平成２０年３月告示）
○第２章　子どもの発達
　１　乳幼児期の発達の特性
　（六）乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期であり、特に身体感覚を伴う多様な経験が積み重なることにより、豊かな感性とともに好奇心、探求心や思考力が養われる。また、それらがその後の生活や学びの基礎になる。

幼稚園教育要領（平成２０年３月告示）
○第１章　総則
　第２　教育課程の編成
　　幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第１に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第２３条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園はこのことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。

（２）子どもの発達や学びの連続性を踏まえた保育・教育の充実

幼稚園では、幼稚園教育要領に基づいた教育が行われ、保育所では保育所保育指針に基づき保育が行われています。この保育所保育指針のうち、3 歳以上の幼児の教育内容については、幼稚園教育要領との整合性を保ちながら定められています。また、認定こども園では、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に基づいた保育・教育が行われています。一方、小学校では、時間割を設定し、学習指導要領に基づき教科書を用いて各教科の学習をしています。ここが保育所や幼稚園とは大きな違いであり、この二者をつなげ、連携を図って進めていくことが重要です。そのため町教育委員会としては、幼保小の連絡会議をもち定期的に情報交換をしています。

本町幼児教育、保育関係機関は、私立認定こども園 1、町立保育所 2、私立保育園 2 の計 5 施設で、ほぼ小学校区単位に設置されており、幼児教育・保育に大きな役割を果たしています。また、小学校・公民館等の公共施設と隣接している地区もあり、自然に触れることのできる豊かな保育・教育環境にあります。私立認定こども園・保育所（園）の連携を図るために連絡会を設置し、さらに幼稚園や認定こども園、保育所（園）の指導者の人的交流を図るとともに、教育内容や保育内容の充実に努めています。さらに、地域における子育てを支援するために幼稚園や認定こども園、保育所（園）では延長保育や一時預かり保育のほか、障害児保育も実施しています。平成 27 年度から新たに始まっている子ども･子育て支援制度に基づき充実した支援を展開していきます。具体的には、認定こども園への移行に伴う低年齢児の受け入れ枠の拡大や広域連携による病児・病後児保育事業の実施、ファミリーサポートセンターの円滑な運営など、さらなる子育て支援の充実に取り組みます。

【主な施策】

幼児施設のあり方と環境整備	幼児人口の動向や町民のニーズに対応した幼児施設のあり方を検討します。町施設の保育所の環境の整備に努め、認定こども園の要望を聞き検討します。防犯・防災対策や保育内容充実のための遊具整備など、より安全かつ充実した施設整備を検討します。
子育て支援の充実と保育サービスの充実	町内幼児教育・保育施設における子育て支援、就学前教育の充実と連携を図り、子育てにかかる経済的支援を実施します。ファミリーサポートセンターが今後より活用されるよう運営の円滑化を図ります。

教職員、保育士の資質の向上	各種研修会への参加の機会を確保するよう園長、所長と連携をとり、資質・能力の向上を図ります。
幼・保及び小学校との連携	幼児教育の充実を図るため、幼稚園、認定こども園と保育所（園）の連携を図ります。教職員の連携、隣接小学校との連携を推進し、地域の子どもを育てる気運を高めます。また、幼稚園や認定こども園、保育所（園）から小学校への円滑な接続を図るため、幼保・小の連携に努めます。
地域で支える家庭、地域の教育力の強化	幼児の生活の基盤は家庭、地域にあります。それぞれの役割を踏まえるとともに、園（所）における教育、保育が幼児の日々の生活につながるよう家庭や地域でとの連携に努めます。

２　「生きる力」の基礎となる小中学校教育の充実

学習指導要領（平成 20 年 3 月改訂）では、子どもたちの「生きる力」をより一層育むことを目指します。「生きる力」とは、知・徳・体のバランスのとれた力のことで、変化の激しいこれからの社会を生きていくために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切です。

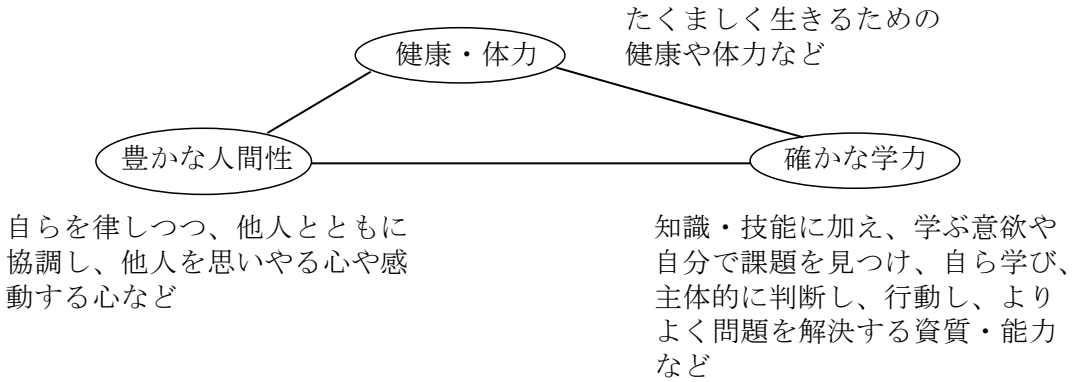

（１）教育環境の整備

【現状と課題】

現在の学校教育環境整備については、校舎や体育館の維持補修や危険防止・安全対策が喫緊の課題です。平成２１年度から校舎、体育館の耐震工事を年度計画で進めてきましたが、平成 27 年度の市貝中学校武道場耐震事業を最後に、耐震化計画は完了しました。ですが、非構造部材の耐震化や防災機能強化など、今後も児童生徒が安全に学習できる環境をさらに整備していく必要があります。学習教育設備では情報環境の充実のため、パソコンの整備充実・更新を図っています。今後さらに、個人情報保護に関わるセキュリティ対策の整備が必要です。

子どもたちの「読書ばなれ」が指摘される中、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成 13 年に施行されました。すべての子どもがあらゆる機会にあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう環境の整備を推進するもので、本町においても平成 19 年「市貝町子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもが読書に親しむ機会の提供とその他条件整備充実をあげ学校と協力し推進しています。子どもの豊かな読書経験の機会の充実のため、また、学習情報センターとしての機能充実のため、学校図書室の整備充実に努めていく必要があります。

本町においても少子化が進み、2 学級編制を想定して建築された小学校の中で、1 学級編制の学年が出てきています。子どもたちにとって、より教育効果があり円滑な学校教育推進のためにも地域の実態や状況に応じた学区の再編、統合を推進する必要があります。

学級数の変化

学校名	創立年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
市貝小学校	S58	12	11	10	9	8	7	7	7	6	6	6	6	6
赤羽小学校	M6	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	12	12	12
小貝小学校	H25						6	6	6	6	6	6	6	6
小貝中央小学校	S47	5	5	5	5	4								
小貝南小学校	S38	6	6	6	6	5								
市貝中学校	S47	13	12	12	12	12	12	11	10	10	10	10	9	9

（注）創立年度について：赤羽小学校以外の 3 小学校及び 1 中学校は、統合時の年度を示しています。

【主な施策】

学校環境整備の計画的実施	一部の校舎は建設後30年以上経過しており、改築や長寿命化改修を必要としています。安全で潤いのある施設とするために、維持補修や危険防止のための改修を計画的に実施し、児童生徒や学級編制の変動に対応した学習環境の整備を進めていきます。
教育備品などの充実	教育内容や実情に応じた備品を計画的に整備します。情報教育の一層の推進のため、ICT環境の整備やセキュリティ対策を進めます。
学校事務の効率化	学校事務の効率化を図ることで負担を軽減し、教職員がより子どもに向き合う時間を確保できるよう校務システムの導入や効率的な運用を推進します。
学校図書室の整備	学校図書室の図書標準の達成を目指します。町図書館との連携を深めるなど、学校図書の充実に努めます。
スクールバスの運行・整備	遠距離通学児童生徒を対象としたスクールバスの運行を実施し、児童生徒の通学時における安全確保に努め、より効率的な運用・事業の拡充を図ります。
中学校の環境整備	校舎や体育館だけでなく校舎中庭やふるさと自然林など学校敷地内の環境を整備します。

（２）教育の質の向上

【現状と課題】

現在、それぞれの学校の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを推進し、各地域の実情に応じた特色ある教育が実践されています。また、3 小学校の児童全員が市貝中学校に集まることから、学校行事や教職員間において小中学校間の連携がなされています。

学校の役割は、確かな学力・豊かな心・健やかな体など「生きる力」を育成することにあります。児童生徒や教育に関する適切な理解にはじまり、少人数指導やティームティーチングなど多用な学習形態や指導法を工夫し、子どもたちの主体的な学習を進めていきます。

子どもたちの生活体験・自然体験不足が指摘されている中、子どもたちの学ぶ意欲を喚起し、主体的な学習につなげていくためには、体験を伴った学習や生活に結びつく実際的な学習が大切です。また、豊かな心の教育の推進、環境教育、情報教育など、学校教育には現代の課題や変化に対応した教育の推進とともに、郷土に愛着を持ち自分の住んでいる市貝町を誇りに思う気持ちや心を育成することも重要です。そのためには小学３年生の「私たちの市貝町」の学習ばかりでなく、小中学校を通した「ふるさと市貝」、市貝の自然と文化財、産業、くらしの学習を進めます。また、市貝町では平成 26 年 3 月に「市貝サシバの里づくり基本計画」を策定し、市貝町全体

を「サシバの里」ブランドと位置づけ、環境と経済が両立する町の将来像を明らかにしました。これは、市貝町の豊かな自然・文化を再認識し、里地里山の環境保全・地域振興を目指すものです。子育て環境と人材育成の充実を行う中で自然と里地里山の豊かな自然を生かした特色ある学習活動も進めていきます。

【主な施策】

各校独自の特色ある学校づくり（ふるさと学習、市貝町の文化財・自然環境の学習）	子どもが主役の学校、開かれた学校づくりを推進するため、各校に応じた「特色ある学校づくり」を支援・推進していきます。また、市貝町の文化財と自然環境を大切にする教育や、サシバの里づくりを活かした教育活動を推進します。
学力向上の取り組み	児童生徒の基礎基本の定着を図り、より高い学力を身につけさせていきます。一人一人の実態を把握し、指導法の改善に努め、個に応じたきめ細かな指導の充実を図れるよう支援します。全国学力調査、とちぎっ子学力テストの実施とその活用を図り、小中ともに県平均を上回る成績を確保します。
学力向上を目指した研究学校の推進	学力向上を目指し芳賀地区教育研究協議会の研究校として指定を受け、研究に取り組みます。
教職員研修の充実	校内研究・教育会研究の研修活動にて教職員研修の充実を支援します。国や県の適切な研究委嘱を通じ、指導力の向上を図ります。
豊かな体験活動の充実（地域連携教員の活用）	体験的な学習や課題解決学習は、児童生徒の自ら学ぶ意欲を高め、また、実際の生活に結びつく豊かな体験は、感性をはぐくみ人と関わるための大切な基盤になります。自然体験や社会体験、勤労体験、ものづくり体験などの様々な体験活動を位置づけた教育課程の編成を指導し、実践を支援します。各校に配置された地域連携教員を活用し、地域の人材を活かした教育活動を実践します。
感性を育む教育・心の教育・徳育の実践	「いのち」を大切にすることを基盤にした教育の推進に努めるとともに、豊かな心を育む道徳教育、徳育の充実を図ります。豊かな感性や情操を育むために、体験活動の重視とともに、文化・芸術に触れる機会を設定します。
読書活動の充実	読書は、豊かな感性・情緒を育むために大きな役割を果たします。「本が大好き」といえる子どもを育てるために、図書館、図書室の充実を図るとともに、日常的な読書の習慣化を図ります。
現代の課題に対応した教育の実践	情報教育、環境教育、国際理解教育など現代の課題に対応した教育の推進を図るため、機器などの環境整備に努めるとともに、各校における「総合的な学習の時間」の充実を支援していきます。
学習指導助手の追加配置の検討・実施	児童生徒へのきめ細かな教育支援を図るため、町採用学習指導助手の増員を検討します。
『いちかい土曜スクール（蛍雪塾）』の実施・継続	学力向上の支援事業として、小学4年生から中学3年生を対象に中央公民館で講師を依頼し子どもたちの学習支援を実施しています（平成24年度より）。今後も事業の継続を図り、学力向上に資するための運営の強化を図ります。

（３）「ふるさと学習」の推進

【現状と課題】

町の振興計画づくりのワーキングショップで、子どもも大人も自分の住んでいる町に自信と誇りをもって生きている人が少ないのではないかと言うことが話題になりました。大人は仕事に専念する中で、ゆとりを持って町の自然や歴史、文化財に接する機会がありません。子どもたちも同様の傾向にあります。本町のよさを知り、自分の生まれたふるさとに愛着をもち、今以上に町と自分を大切にして誇りと自信を持って生きていくことが望まれます。

本町は、豊かな自然や史跡、有形無形に受け継がれた多くの文化遺産を有しています。そのよさを次世代に伝え、さらに発展させていくために、本町の自然、歴史、文化などを学ぶ「ふるさと学習」を全小中学校で実施します。これは、市貝町の自然、歴史、文化、これだけに限ったものではありませんが、さらには未来の発展に向けたまちづくりへの理解を、子どものうちから深め、地域への愛着と誇りを育む学習です。この学習を通して、ふるさと市貝の伝統のすばらしさやよさを発信したり、次世代につないでいこうとする態度を育てる学習です。

【主な施策】

ふるさと学習の指導資料の整備	ふるさとの自然、歴史、文化、産業、町づくりなどへの学習意欲を高めるために、歴史民俗資料館展示物の充実など町の資料整備を進めます。
「ふるさと学習」の系統的な学習の計画	主として小学校3学年からの総合的な学習の時間への位置づけ、年間指導計画、発達段階を踏まえ計画的、系統的に学習をします。

（４）外国語教育の充実

【現状と課題】

グローバル化が親展する社会において、未来を担う子どもたちには、互いの文化や考えを尊重しつつ、協力し合いながら問題を創造的に解決していく能力が求められています。このような中、国際共通語として最も中心的な役割を果たしている英語を身に付ける教育の重要性がますます高まっています。現在の学習指導要領では、小・中学校を通してコミュニケーション能力の育成が柱となっており、小学５，６年生に初めて外国語活動の時間が設定されると共に、中学校外国語の授業時数、指導語数も増加しています。本町では、コミュニケーション能力を図るため、小学校低学年から外国の文化への興味・関心を高めることが効果的であると考えています。小学校外国語活動の指導及び中学校外国語の教科の指導で、指導の中心になる学級担任・教科担任とＡＬＴ（外国語指導助手）による指導体制の整備がされていますが、さらなる質の向上や小中学校の連携を図った指導の充実が必要になっています。

【主な施策】

小学校外国語活動、中学校外国語指導の充実	県教委による授業研究をもって指導力の向上を目指します。また、小中学校連携の授業や研修会の開催などを検討していきます。
ALTの確保と活用の充実、外国語指導助手配置の継続	ALTの適正な人員を確保し、英語力向上を目指します。また、外国語指導の充実をはかるべく中学校への町採用英語指導助手の配置を継続します。

（５）いじめ防止対策の推進

【現状と課題】

いじめは、いじめをうけた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。国では平成 25 年 9 月 28 日に「いじめ防止対策推進法」を施行しました。本町においても改めて子どもの尊厳を保持し、いじめから守っていくために、町、学校、地域、家庭が中心となり、警察、福祉関係等の関係機関の協力を得て、国の法律に基づきいじめの防止対策を総合的かつ効果的に推進するため各種施策を策定します。

【主な施策】

いじめ防止対策のための施策	平成27年度に制定された「市貝町子どものいじめ防止に関する条例」及び「市貝町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止対策連絡協議会（町が設置）・いじめ問題対策委員会（教育委員会の附属機関）・いじめ問題調査委員会（町長の附属機関）・学校内いじめ防止対策委員会（H26設置）を設置し、重大事態（いじめによって、こどもの生命・財産に重大な被害が生じたと疑われる場合又は、いじめによって長期間欠席を余儀なくされていると疑われる場合など）への対処を適正に実施します。
いじめ防止の調査	いじめの発生を未然に防止するため、小中学校の児童・生徒のQUテスト結果を活用するなど各校でのいじめ調査を実施します。

（６）教育相談の充実

【現状と課題】

自分の行動・感情の表現が過剰でコントロールできないなど心に問題を抱えた児童生徒が見られ、教育相談の重要性が増しています。本町においても不登校の児童生徒がおります。人間関係のストレスが増えた現代社会において、学校教育における児童生徒の心のケア・心の居場所づくりの役割が重要になってきています。子どもや保護者の悩み、教員の相談も受け入れ、いじめ問題や問題行動の未然防止や早期発見・解決を図るため、教育相談体制を充実させていきます。

【主な施策】

スクールカウンセラーの配置	中学校では県のスクールカウンセラー活用事業を受け、生徒の心の問題解決を支援しています。小学校にも兼任を発令し、相談を実施しています。今後もスクールカウンセラー配置の継続と充実を図り、早期からの心のケアに努めます。
教育相談指導員の配置及び適応指導教室の充実	子どもや保護者の悩みへの対応や不登校児童生徒の状況に適切に対処するため、平成７年４月から中央公民館に市貝町適応指導教室を設置し、2名の教育相談指導員を配置しています。また、平成27年度より事業を拡充し、中央公民館だけでなく市貝中学校での教室業務を実施し、該当する子どもへの学習・生活指導、保護者相談（来所・電話相談）により問題解決に努めています。今後も各小中学校・保護者・各関係機関との連携を強化し、学校復帰への支援や相談活動の充実を図ります。
教育相談研修の充実	不登校のみならず、さまざまな生徒指導上の問題に対応するためにには、全ての教員の指導力を高めることが必要です。幼・保、小中学校が連携し、県教委や芳賀地区教育研究協議会の研修に参加するとともに、校

	内の研修を充実させ、教員の資質の向上に努めます。

（７）特別支援教育の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもの教育については、平成 15 年 3 月特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議が「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」をまとめました。そこでは、障がいの種類や程度に応じ別の場で指導を行う「特殊教育」から通常の学級に在籍するＬＤ（学習障害）、ＡＤＨＤ（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症（自閉症のうち知的発達の遅れを伴わないもの）の児童生徒も含め、障がいのある児童生徒に対してひとりひとりの教育的ニーズを把握しながら適切な教育支援を行う「特別支援教育」へ変換を図るとともに、その推進体制を整備することが提言されました。特別支援教育の根底にあるのは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現です。小中学校の通常学級に在籍している児童生徒のうち、学習面で特別な教育支援を必要とされる児童生徒は,約 6 パーセントの割合でいると言われています。これからの児童生徒に対する適切な指導・支援は、学校全体の課題です。本町においては、障がいのあるなしに関わらず、地域住民や保護者の理解の上、ひとりひとりのニーズに応じた適切な指導・支援を推進しています。

【主な施策】

教育支援委員会の充実	障がいのある子どもの適正な教育支援を推進するため、幼・保・小中学校間での活発な情報交換を行い、町の教育支援委員会の充実を図ります。
町の支援体制と校内支援体制の充実	町の特別支援教育推進委員会（小中校長・特別支援学級担任・特別支援教育コーディネーター・町職員）で課題を明確にし、課題解明に当たって特別支援教育の推進・充実を図ります。また、特別支援教育コーディネーターの養成の充実を図り、通常学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒への適切な支援に努めます。
支援体制の整備	個別の教育支援計画などをとおし、小中学校においては同一基盤に　立った支援となるよう連携を深めています。今後、幼稚園、保育所（園）との連携や教育機関との連携もさらに深め、生涯にわたり支援する基礎づくりを推進していきます。
個に応じた指導・支援の充実	ひとりひとりの能力の育成を図る教育課程を編成し実施します。そのため、教員の特別支援教育に対する理解を深め、適切な支援ができるよう研修の充実を図ります。また、県の支援を受け、特別支援教育コーディネーターを中心に各学校に教育相談体制を整え、教員の資質の向上を図ります。

（８）学校における人権教育の推進

【現状と課題】

本町では、町民が互いの人権を尊重し、共に協力し合い、みんなが幸せに暮らす社会の実現を目指しています。そのためには、社会における同和問題をはじめ、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人などに関するさまざまな人権問題に対して、差別や偏見を解消し、真に平和で平等な社会を築いていく必要があります。そこで、本町では、就学前の幼児期から小中学校の段階まで、子どもの発達段階に合わせて人権教育を行っています。特に幼児においては、遊びを中心とした全ての生活において、人権尊重の精神の芽生えとしての感性や望ましい人間関係をつくろうとする基礎的な態度を育てています。また、小中学生に対しては、豊かな人間性や自尊感情を育

成するとともに、人権の大切さに気付き、差別のない望ましい人間関係を確立しようとする態度を育てるようにしています。今後とも、幼児・児童・生徒の各発達段階に応じて、計画的・系統的に人権意識を高め、互いの人権を尊重し、共生を図ろうとする態度を育てるために人権学習の充実を図ります。また、人権尊重を基盤にした学校づくりを推進するため、関係機関や学校間の連携を図りながら教職員の研修を充実させ、保護者などへの啓発に努めます。

【主な施策】

人権学習の充実	同和問題をはじめ、さまざまな人権問題について、子どもたちの発達段階や各学校の実情に応じて、指導の重点化を図り、人権意識を高める人権学習の充実をはかります。
教職員の研修の充実	人権が尊重された雰囲気や環境の中で各学校の教育活動が行われることと、教職員の人権意識を高めるため、教職員の研修の充実に努めます。
保護者への啓発の推進	学校だよりや学級だよりでのお知らせや、人権教育に関する講演会の実施などにより、各学校で実施している人権教育の内容を保護者に知らせ、人権教育の啓発に努めます。

（９）健康・安全教育の推進

【現状と課題】

町内の児童生徒の体位は、全般的には全国・県平均に比べやや低い状況にあります。少数ですが、肥満傾向も見られます。運動能力においては、走る、持久力は優れていますが、跳躍、瞬発力、投げる力などの力の低下が見られます。学校においては、発達段階や運動領域に応じた年間計画のもと教科体育・体力づくりを通して、生涯にわたって運動に親しむ基礎づくりを推進しています。「いのちの教育」の中で健康教育の推進に関わり、各校がそれぞれの健康課題解決に向け取り組んでいます。生涯にわたって健康に過ごすことのできる体づくりの基礎の時期として、食習慣も含めた生活習慣の見直しを図って食育も積極的に進めます。柔軟な心や健康な体づくりの充実を図り、心身ともに健康でたくましい児童生徒の育成をめざします。

また、下校時における声かけ事案や学校への不審者の侵入など、全国的に児童生徒たちの安全を脅かす事件が発生しています。さまざまな危険や災害、事故・事件を防ぐため、学校、警察、諸機関と連携して、児童生徒の安全を確保していきます。 交通安全対策についても、学校で歩行の基本や安全な自転車運転のため、警察・交通指導員の協力を得て交通教室を開催し通学時の交通安全や日常の交通安全にしっかりと対処できるようにします。

風水害、地震などの災害に対する教育と避難訓練の実施をとおし、災害に対する意識の高揚と安全に対処できる行動力を身に付けるようにしています。

【主な施策】

「いのちの教育」の推進	自分や他人のいのちを大切にし、豊かな心・健やかな体を育て、よりよい生き方をめざす教育を推進します。
課題に対応した健康教育	地域や各校の課題を把握し、学校保健委員会を中心に、学校医、養護教諭、栄養教諭、栄養士、地区保健会などの関係機関と連携し、解決に向けた取り組みを支援します。
生涯にわたる基礎としての体育などの充実	身体能力や知識を身に付け、生涯にわたり運動やスポーツを楽しむ基礎をつくることや健康や安全に関する情報を正しく判断し、知識を健康管理のための行動力に結びつける教科体育の充実を図ります。また、学校体育と社会体育が連携できるよう、学校部活動やスポーツ少年団、地域

	のスポーツ団体との密な連携を支援します。
安全・安心な学校づくり	日常的な危険管理に努めるとともに、危機管理マニュアルに基づき、子どもたちの安全確保のため訓練を実施するなど、不測の事態に備えた安全対策を徹底します。災害に備えて家庭・地域・警察などの関係機関と連携を進め、児童生徒の安全意識を高める学習を充実させます。
交通安全の確保	スクールバス運行事業の拡充により、小中学生におけるバス通学者は増加しましたが、比較的学校への通学距離が近い小学生及び、大部分の中学生は徒歩・自転車により通学しています。交通面・防犯面での危険は常に存在するという危機意識のもと、今後も交通指導の充実と通学環境整備を推進します。

（１０）キャリア教育の推進

【現状と課題】

若者のフリーター志向やニート・早期離職者の増加など、社会へスムーズに移行できない若者の増加は、今日の深刻な社会問題です。明確な目的意識を持って日々の学業に取り組み、激しい社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定できるなど、社会人・職業人として自立していくための発達段階に応じたキャリア教育の推進が、強く求められています。

本町では町内小中学校の「課題解明委員会」において研究を行い小中連携した指導計画を作成し、指導の実践を行っています。市貝中学校 2 学年生徒を対象に 3 日間の職業体験学習を実施しています。さらに関係機関との連携を深め、社会や経済についての現実的な理解を深めていくこと、また社会の中で主体的に自己実現を図る児童生徒の育成に努めていくことが大切になります。

【主な施策】

小学校からのキャリア教育	小学校段階から、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくのに必要な意欲・態度や能力を育てることが大切です。さまざまな体験活動をとおして自分の適性を知り、職業を知り、働くことにつながる基礎基本を身につけさせる教育を推進します。
社会体験学習の充実	中学校においては、社会体験学習を通した学習活動の一層の推進を図ることが大切です。受入事業所の確保を進め、事業所の協力を得て実践活動を進めます。
キャリア教育のための環境整備	次世代を担う子どもたちを地域ぐるみで育てていくという気運を盛り上げて行くことが大切になります。広報活動などにより、職業体験の必要性や意義、教育的効果を伝えていきます。また、学校、教育委員会、ＰＴＡ、商工会、ＪＡなど関係機関による効果的な支援のシステムづくりをします。

（１１）小中学校連携教育の推進

【現状と課題】

今、小中一貫教育が多くの学校で実践されつつあります。一部の中学１年生は、中学校へ入学するとともに学習面や生活面においてつまづきを感じます（中１ギャップ）。本町では、小中学校の教員が連携をとり、中１ギャップをなくし、或いはギャップを感じさせないよう努めます。

【主な施策】

小中学校連携活動	小中学校連携会議を実施し、学校間の連携活動を確保します。

３　共に育てあう視点に立った家庭・地域との連携

【現状と課題】

生活の多様化や少子高齢化、核家族などが急速に進み、これまで地域や家庭で培われてきた「教育力」が低下していると言われています。伝統的な祭りや地域行事へ参加する機会が少なくなっています。これからは、子ども会や地域で、子どもの活動をどう支援していくかが課題です。学校では、子どもの社会的認識を培い生きる力や心の教育など多面的な発達を促進してくために、「開かれた学校づくり」を推進しています。個々の学校がどのような教育活動を展開し、どのような成果をあげているか明らかにすることが重要です。その教育の成果検証のための主要な手段として学校評価をしています。学校においては、自己点検・自己評価・外部評価を実施し、保護者に公表しています。外部評価とはＰＴＡ役員、地域住民、有識者等からなる学校評議員を任命し、学校全般にわたり評価をし、保護者・地域住民の参画を得て、信頼される学校づくりを進めるために実施しているものです。

ここ 20 年来、学校ではいじめ・不登校などの問題の要因は、単に学校内部の問題ではなく、家庭や地域社会の環境変化が複雑に絡み合っています。子どもたちの安全を守り、健全な児童生徒の育成には、家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を相互に発揮しながら、連携して問題解決に当たっていく必要があります。

【主な施策】

開かれた学校づくりの推進	保護者・地域の協力を得て、学校や地域の状況にあった教育課程の創造など「特色ある学校づくり」を推進します。学校評議員を委嘱し、保護者・地域の意見を学校運営に生かします。
地域の教育力の活用	地域の特色を生かした活動や地域の行事への参加により、児童生徒の郷土を愛する心を育てます。また、子どもたちが地域とかかわることにより、共に育てる気運を高め、地域における教育力の向上を図ります。
基本的な生活習慣・学習習慣の確立	規則正しい生活、家族団らんのある食習慣、発達段階に即したしつけや指導は、充実した学習を実施する上での基盤となります。学校と家庭が協力すべき具体的な事柄を明らかにしながら、学校・家庭・地域が共に育てていく視点で連携を深めていきます。
安全を守るための連携	防犯灯の設置の検討や安全マップの作成・活用、通学路の安全確保や子ども110番の周知をとおし、幼児・児童・生徒の登下校の安全を守ります。また、スクールガードリーダー及びスクールガードの協力を得て、安全対策活動を支援します。

４　望ましい食習慣を育てる学校給食・食育の充実

【現状と課題】

子どもたちが豊かな人間性を育み生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要です。食育を「生きる上での基本」ととらえ、知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、「食」にかかわる様々な経験を通して、「食」の知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることが重要です。児童生徒の食生活を取り巻く社会環境の変化や食行動の多様化が進む中で、朝食欠食・孤食・偏った栄養摂取など食生活の乱れや、肥満・痩身などの健康問題が指摘されています。また、食生活の多様化により、自らの健康を保持増進するための自己管理能力が必要となってきており、児童生徒自身が食品の栄養・食品の選択・調理方法・組み合わせなど「食品」に関する知識と選択、判断力を身につけることが求められています。

このような状況の中で､児童生徒の食事は学校給食だけでなく､家庭での食事が中心となるため、学校での食育の一つである給食活動を通して食に関する情報を家庭に提供し、学校・家庭・地域と連携して児童生徒の望ましい食習慣の形成に努める必要があります。給食活動において、安全・安心な給食を安定的に提供するためには、食材の適切な選定や調理場の衛生管理、調理機器等の保守などをさらに充実強化していく必要があります。学校給食における地場産物の利用は、生きた教材として積極的に取り組んでいますが、食材が安定的に供給されるよう生産者へ働きかけることも重要です。本町では「食育基本法」を受け、「食育推進計画」を平成 22 年に作成し、食育を進めております。また、学校給食（保育、幼稚園も含む）における食物アレルギー対応は、全ての幼児・児童生徒が安全で楽しく給食をとることができるために最も大切なことです。そのためには、安全を最優先し、学校給食関係者全ての者が危機感を持ち、対応をすることが必要です。

【主な施策】

食に関する指導の充実	学校における食育は、「食はいのちをはぐくむ基本である」ことを認識し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の形成に結びつけられる指導を充実することが必要です。学校給食主任を中心に養護教諭、栄養教諭、学校栄養士の専門的な知識を活用しながら、学校全体さらには小中学校が連携して推進します。
学校・家庭・地域の協力と連携	給食だよりなどの作成、配布、さらに児童生徒だけでなく保護者や地域の方々への試食会・講話などをとおして、食育の重要性の周知徹底を図ります。
安全供給体制の充実と施設設備の更新・改修	調理業務及び運搬業務の外部委託を開始した中で、安全・安心な給食を安定的に提供するため、給食関係者による安全供給体制の充実を図ります。また、老朽化が進む施設設備などの計画的な更新や、給食室ドライ化などの改修を検討します。
地域の食材を活用した学校給食の推進（地産地消の推進）	地域の伝統的な食文化について関心と理解をもつことができるよう、学校給食でも郷土料理や伝統料理を提供し、地域でとれる食材の利用に努めます。
学校給食等食物アレルギー対策と事故防止	今までの対策を見直し、新たに更新した「学校給食等食物アレルギーマニュアル」の活用を徹底し、より安全な学校給食の運営を図ります。また、アナフィラキシー補助治療剤（エピペン）を使用するための講習会を実施するなど、いざという時の事故防止のための対策を進めます。

５　児童・生徒への経済的支援

【現状と課題】

昨今の社会情勢の変化や離婚率の増加を背景に、ひとり親家庭の児童・生徒が増加しています。また、高等学校や大学へ進学する際、各家庭における経済的事情が子ども達の人生設計を困難なものとしている現状があります。本町では町独自の奨学金制度や準要保護世帯児童生徒への援助をとおし、教育の機会均等を図るよう努めています。

【主な施策】

市貝町奨学金制度の適切な運用	教育の機会均等のため、経済的理由により就学できない者に学資を貸与し、人材を育成することを目的としています。今後より一層充実した制度として活用できるようにするため、広報等を活用した周知や、給付型への移行など制度の見直しを検討します。
準要保護児童・生徒への支援	経済的に困難な家庭への教育費（学用品費・給食費・通学費など）を支援します。今後も保護者への周知を徹底し、民生委員との連携を強化して適切な制度の運用に努めます。

第３章　生涯学習の推進

市貝町生涯学習目標

1　生涯学習推進体制を充実し、町民と行政の共同による生涯学習まちづくりを推進する。
2　ひとりひとりの自主的な学習をとおして、心豊かな人生づくりを支援する。
3　郷土と文化を大切にし、個性的でうるおいのある文化創造の担い手の育成を図る。
4　文化財の保存と整備に努め、町の誇りある風土と歴史を後世に伝える。
5　健全な心と体の育成に努め、活力ある生涯スポーツの推進を図る。

市貝町生涯学習の重点施策

1　生涯学習の浸透を図り、町民総参加の「城見ヶ丘大学」の発展・充実を図る。
2　人権尊重の徹底を図り、青少年の健全育成、成人教育、男女共同参画を推進する。
3　スポーツ施設の整備と、より幅広い層の参加を促進し、生涯スポーツの振興・充実を図る。
4　図書館、歴史民俗資料館の充実と効率的な利用促進を図り、幅広い教養と文化財保護意識の向上を図る。
5　自主的な文化諸団体の育成とその活動の奨励に努め、文化・芸術活動の一層の推進を図る。

１　心豊かに生きる生涯学習のまちづくり

【現状と課題】

人生８０年時代の定着や、科学技術の発展、情報化、国際化の進展に伴い、学習ニーズの多様化が進み、人間としての幅の広さ、生きがいや新たな能力の開発を求めて、学習する人々が増えています。今後も、町民一人一人の幼児期から高齢期に至るまでの、生涯各期における学習ニーズを支援していく体制づくりを強化していく必要があります。また、近年、青少年犯罪などの社会問題が深刻化しています。次世代を担う青少年の健全な育成を図るため、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を認識し、青少年活動を推進する環境づくりが必要です。

【主な施策】

生涯学習推進体制の整備充実	町民の生涯にわたるさまざまな学習要求に応え、その学習成果を活力あるまちづくりに生かしていくために、生涯学習を全庁的に刷新する体制の整備を進めます。これからの生涯学習の展開に対応し、より効果的に機能する生涯学習推進組織を充実します。
生涯学習推進組織の充実	本町の生涯学習を推進するために、行政内部で生涯学習に関する課が連携し、全庁あげて取り組み、総合行政として取り組んでいます。町政などについて町の職員が説明に出向く職員出前講座をはじめ、各課事業には生涯学習に関連する事業が多くあり、それらの事業効果をさらに上げるために横の連携を十分に図ります。

学習機会の提供	これからの生涯学習は、ライフステージに合わせて自由に選択できることが必要です。町民の学習意欲に応えるため、生涯各時期にわたって主体的に学習できるような、利用しやすい学習施設、学習機会の提供及び周知を図ります。
社会教育の充実	生涯学習の基盤となる社会教育は、青少年、成人、高齢者と各層にわたって広範に学習機会を提供するものです。高度化、多様化した学習ニーズに対する学習機会の充実、学習情報の発信、相談体制の整備、学校と地域との連携など生涯学習の視点に立った社会教育を促進します。また、社会教育主事の適正配置や社会教育指導員の充実・確保に努めます。
学習成果の評価と活用	学習活動の目標として、また新たな取り組みへの動機づけとして、学習成果の発表や学習活動の評価を充実させる必要があります。生涯学習だよりや町民への成果発表、町芸術祭での発表などをとおして、学習成果を広く社会で発揮、活用できるよう努めます。また、受講生個人が意欲的に継続して参加できるように、単位取得証の交付に取り組みます。
地域に根ざした生涯学習の推進	各世代が地域を理解し、郷土に誇りを持って、地域活動、ボランティア活動、伝統文化活動の継承活動等に参加できる環境づくりを進めます。地域活動に関わる団体の育成や事業情報の提供、活動成果の発表の機会の提供など、地域活動の推進に努めます。地域において、地域文化の継承や自然環境の保全活動のほか、イベントの創造など、地域のさまざまな資源と特性を生かした新たな魅力の創出に努めるとともに、心身とも健康で活力のある生活を営むための健康づくり運動を促進します。地域に根ざした生涯学習の推進を通して地域交流の活性化を図るとともに、郷土愛を育みます。
町民の自己学習意欲の喚起	生涯学習施設に優れた図書、資料等の整備充実を図りながら、学習情報の提供や学習相談に対応できる体制をつくり、町民の自主性、自発性が発揮できる学習環境の整備に努め、自己学習意欲の喚起に努めます。
生涯学習活動の自立支援	生涯学習の本来の姿である町民が、自発的、自主的に学習活動ができるような環境づくりとして、町が主催する事業、講座等の行政依存型の学習活動形態から自立を促すため、団体、サークルなどが行う学習活動を支援します。活動の場や機会が容易に確保できるように、さらに広域的に活動できるよう生涯学習施設間のネットワーク化を図り、施設利用の利便性を高めます。町民への幅広い交流機会の提供や新たな学習グループ、サークル、ボランティア団体などを育成、自立支援し協働のまちづくりを推進します。
リーダーの養成と確保	生涯学習のまちづくりを推進するために、あらゆる方面から優れた人材を発掘し、生涯学習の企画、運営と継続的に生涯学習のまちづくり活動に参加できるリーダーを養成する意識付けと仕組みづくりに努めます。
地域の先生の発掘と養成の環境づくり	学習機会を効率的に提供するには、多くの優れた地域の先生が必要です。さまざまな分野でのリーダーを得るため、生涯学習関係だけでなく、行政各課や社会福祉関係、農業関係者、文化・スポーツ関係者、退職教員・職員など、幅広い分野から多彩な人材発掘を進めます。
ボランティアリーダーの育成と連携	スポーツの分野ではスポーツ推進委員を始め、スポーツ少年団や各競技・球技で指導者として多くのボランティアリーダーが活躍しています。生涯学習ボランティアも含め、活動がボランティアリーダー自身の自己啓発、資質の向上、学習の場となるような環境づくりに努め、ボランティアリーダーが生涯学習のリーダーとして協力が得られるよう連携を図ります。

家庭教育の推進	家庭教育は生涯学習の原点であり、人間としての基礎的教育は親子の信頼関係の上に立った家庭教育で育まれるものです。近年の核家族化、親の存在の希薄化、女性の社会進出など、育児と仕事を両立させる条件の未整備などが絡まり、家庭の教育力を低下させているとの指摘があります。家庭の教育力を向上させるため、生涯学習の視点に立った家庭教育の振興に努めます。乳幼児、児童生徒をもつ親を対象に継続的に家庭教育事業を推進します。生活文化は日常生活の中で、大人から子どもに継承されますが、核家族や社会への帰属意識の希薄化などにより十分伝わらず、特に育児にかかわる学習や助言が不足し、育児ノイローゼになる事例もあります。出産前や未婚の男女を対象とした、親になるための学習機会の提供をしていきます。
青少年健全育成の推進	次世代を担う青少年の育成は、将来に向けた地域課題の一つです。家庭教育と学校教育、さらに地域の教育力を背景にした社会教育など、青少年を育成する機会を有効に活用し、家庭・地域・学校・行政が一体となり青少年の問題行動防止と健全育成活動を推進します。市貝町青少年健全育成推進委員会と連携を図り、活動支援、協力体制を強化し、将来に向けた機動力のある活動を展開するための体制整備と活動の充実を図ります。また、いのちの大切さや社会の一員としての自覚を養うための青少年教育の推進に努めます。さらに、子どもの自主性、創造性、社会性を養うため、異年齢の子どもや異世代の地域の人々がかかわりを持てる環境づくりに努めます。
地域の教育力、学社融合事業の推進	学校は教育の場として地域の中に位置づけされていますが、子どもたちだけのための施設という考えを改め、学校のもつ教育機能を地域に開放することで、地域の生涯学習施設として活用するために、社会教育のこれまでの経験を積極的に提供し、生涯学習の地域づくりをめざして学校教育と社会教育の連携を推進します。
高齢社会の生きがいづくり	高齢者の割合は年々高まっており、本町においても長寿社会を迎えています。人生８０年時代を迎え、健康で笑顔に満ちた一生を送れるよう生涯学習を推進します。心と体の健康維持向上を図るための健康づくりに関する学習や、豊富な経験を持つ高齢者が自ら活動できる場の提供、地域活動がしやすい機会を提供します。また、異世代交流やサークル、ボランティア活動をとおして、生きがいづくりや仲間づくりのため学習機会を提供します。
生涯学習ボランティアの育成	生涯学習ボランティアは、学習活動の支援や援助のほかに社会福祉ボランティア活動を含めた幅広い活動を行います。幼児、小学生への読書普及のための読み聞かせのサークル活動や中・高校生のボランティア活動などは生涯学習のまちづくりを推進する上で重要な基盤となっています。そのため生涯学習ボランティアの自己啓発や学習の場となるような環境整備を進めます。また、ジュニアリーダースクラブのさらなる育成に努めます。
後継者結婚相談事業の推進	近年、結婚問題は複雑で深刻化し、中でも女性の結婚年齢は年々上昇しており、世界をみても上位に位置されています。このような状況の中、職業を問わず「嫁婿不足」といった問題がクローズアップされています。少子高齢化の進行や人口減を少しでも改善するためには、次世代を担う後継者の結婚・妊娠・子育ての推進が、将来に向けた本町の喫緊の重要課題の一つです。今後、後継者結婚相談員の増強や連携体制（他市町との情報交換会の開催など）の強化、時代に合った出会いの場の創出・提供に努めます。

市貝町の生涯学習推進体制

町民のみなさんの生涯学習

学習活動参加・参画

学習機会・学習情報提供

生涯学習関連施設・事業

県総合教育センター、とちぎ県民カレッジ、役場、きら里館、ふれあい館、図書館・歴史民俗資料館、武道館、北運動場、農業者トレーニングセンター、市貝温泉健康保養センター、勤労者体育センター、保健福祉センター、伊許山キャンプ場、各学校、各保育所、各種団体、サークル、民間学習事業、城見ヶ丘運動公園、町民テニスコート、他

自治公民館（生涯学習推進委員）

地域における生涯学習実践活動の推進（地域課題の解決にもつながっていきます）

学習活動参加・参画

学習機会・学習情報提供

意見・要望

生涯学習関連事業の連携調整

中央公民館（生涯学習課）

生涯学習推進の総合的企画調整、生涯学習関連講座・教室・イベントの実施
生涯学習推進本部・生涯学習推進協議会の事務局

連絡調整

連絡調整

生涯学習推進本部

生涯学習施策の総合的な企画・調整や各課局の役割分担を行い、積極的な情報収集・提供を進め、町民のみなさんの生涯学習を支援していきます。

本部会議

生涯学習の推進方策を審議、決定します。

本部長	町長
副本部長	教育長
本部委員	各課局長

検討指示

調査研究

推進連絡会

生涯学習に関する専門的事項の調査研究や本部会議の決定事項を具体的に推進していきます。

委員長	生涯学習課長
委員	各課代表者

推進方法

意見・提言

生涯学習推進協議会（町民代表）

生涯学習の推進について、町民の意見を反映し、地域ぐるみの生涯学習を推進したり、各団体の連絡調整を図ったりします。

構成員

- 地域の生涯学習実践者
- 学識経験者
- 生涯学習関係機関及び関係団体の代表者
- 生涯学習関係行政機関の職員など

専門部会

生涯学習に関する専門的な事項について調査・研究します。（必要に応じて設置）

市貝町立城見ヶ丘大学

趣　旨

城見ヶ丘大学は、町民の皆さんがいつでも、どこでも、いろいろな学習機会を利用して、専門的な学習や総合的な学習がたやすく継続されるような仕組みを作るためのものです。

さらに学習効果を適正に評価することによって、町民の学習意欲を高め、家庭や地域における生涯学習の一層の振興を図るものです。

基本的な考え方

（１）市貝町全域をキャンパスとみなし、町内で開催・提供される多様な学習機会の全体について十分な情報を把握し提供します。

（２）今までばらばらに行われていた各種の学習の機会を町民（受講者）が選択しやすいように整理します。

（３）学習したままになっていた町民（受講者）の学習成果を単位性にして適切に認定します。

（４）生涯学習は、町民自らが進めるものであり、町民参画自体が町民にとってひとつの生涯学習であるという考えに基づき、人材バンクからの講師の登用を図り、町民を中心とした運営体制を整備します。

市貝町城見ヶ丘大学全体構造図

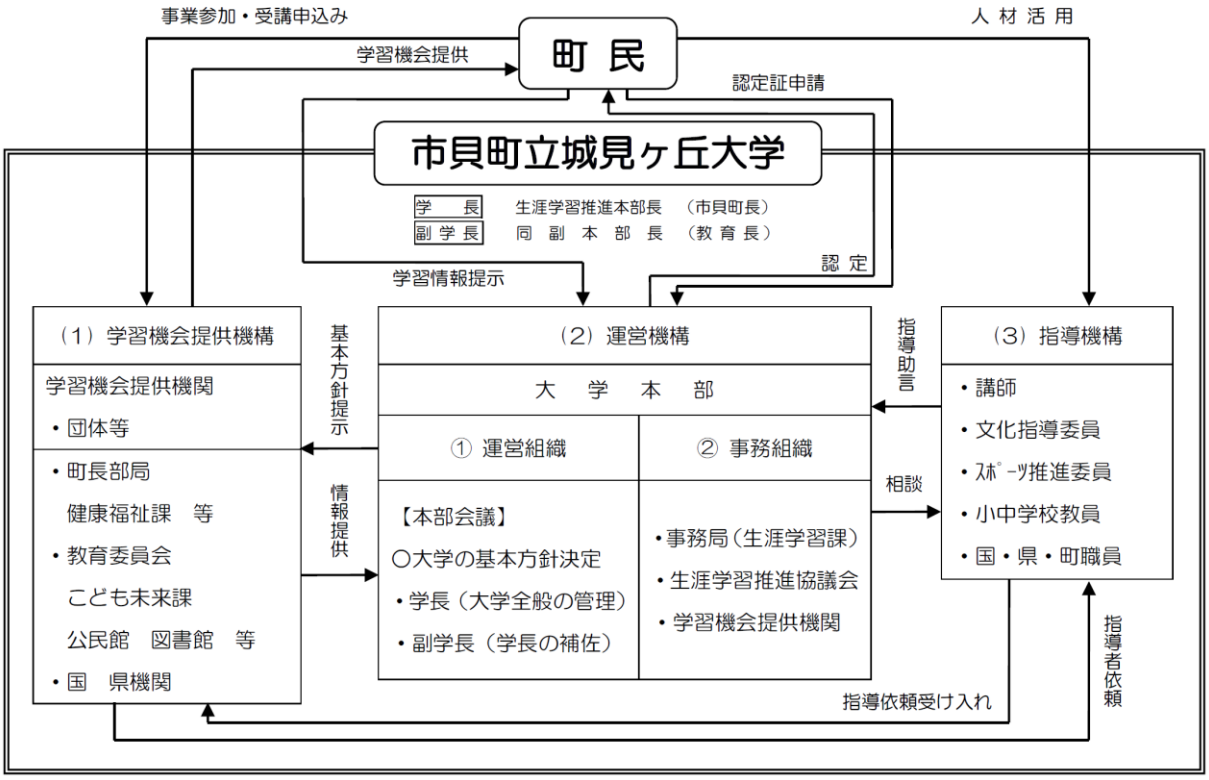

２　公民館を中心とした地域活動

【現状と課題】

少子高齢化をはじめとする社会変化の中で、生涯学習の拠点施設としての公民館の役割は非常に重要なものになってきています。今後も充実した公民館活動を推進するために、指導者の育成、活用を促進するとともに、町集会施設や自治公民館の整備を図り、誰もが学べる場を提供し、その成果が活用される生涯学習社会を実現する必要があります。

【主な施策】

公民館活動の推進	中央公民館は町の生涯学習の中核的施設であり地域住民への学習機会を提供する機関として、さらに推進体制を整えていきます。充実した公民館活動を推進するために、身近な生涯学習リーダーの育成と確保に努め、自治公民館活動の活性化を図ります。
自治公民館活動への支援	自治公民館が地域住民の学習機会を促進することが難しい状況にありますが、いつでも気軽に利用できるようにリーダーの育成と講師の確保、自治公民館運営交付金の助成に努めます。
学習情報の提供	学習しようとする町民への支援体制として、学習相談と学習情報の提供があります。この二つの支援を機能的に活用するために学習情報のネットワーク化を図ります。情報収集の一元化と情報の共有により、学習情報を活用した学習相談などを推進します。

３　図書館機能の充実及び歴史民俗資料館の活用

【現状と課題】

市貝町図書館は平成 24 年度 4 月から、指定管理者制度を導入し良質なサービスを提供することで、生涯にわたる学習や文化の向上に資するよう努めています。運営においては、行政で築いてきたノウハウを継承し、さらなるサービスの向上に努めることを目指し、効率的・効果的な運営をはじめ、快適な施設空間の維持、地域との共生などを掲げ、「町民で創る図書館」を理念としています。サービスも図書購入費の拡大、開館日の拡大、新規事業の開催、スタッフの 5 割以上の司書有資格者を採用し取り組んでいます。また、歴史民俗資料館は市貝町図書館とともに平成 3 年に完成したもので、県内では他市町に数少ない独自の資料館であり、1 年を通して通常展・特別展を実施するとともに、親子を対象とした体験学習を実施するなど活用を図っています。これからは仁王地遺跡、寺平遺跡の遺物の展示や町の文化財、自然の資料なども展示し、町内外から多くの方に来ていただくよう周知の徹底を図ります。今後は、施設そのものの老朽化対策と、少子・高齢社会に向けての対応、近隣市町に新しい情報施設が建設されることによる競合など、多くの課題が考えられますが、多様なニーズやより迅速に対応できる体制づくりに向けて、これまで以上に図書館業務機能の充実、歴史民俗資料館の活用に努めます。

【主な施策】

図書館サービスの充実・拡大	インターネット活用による図書の貸し出しや予約やレファレンスなどのサービスの提供を継続し、図書館の利用拡大を図ります。また、児童の読書意欲を高めるために移動図書館の巡回やボランティア団体との連携により読書推進活動を充実させます。
町民との連携	読書活動の普及のため図書館運営協議会との連携を図り、利用者のニーズに応じた図書資料の充実に努めます。

歴史民俗資料館の活用充実	図書館は指定管理者制度を導入しておりますが、歴史民俗資料館は町独自の歴史・文化を町自ら発信していく観点から、指定管理者制度にはせず、従前の町独自による運営を図ります。今後も町の伝統文化・歴史・遺跡展示などの積極的な周知に努めます。

4　文化・芸術活動の推進と歴史文化の保護・活用

【現状と課題】

本町では、文化・芸術に対する町民の意識の高まりを背景に町中央公民館を拠点として、個性豊かな芸術・文化活動を展開しています。今後も、生きがいを感じ、感動できる町民主体の活動を支援するとともに、文化・芸術の鑑賞機会の充実など、各種活動を推進していく必要があります。また、文化・芸術団体の育成や、他地域との文化交流の活発化を図る必要があります。本町には現在、国指定文化財 1 件、県指定文化財 3 件、町指定文化財 24 件があり、これらの文化財は、郷土愛の育成と地域文化の創造に大きな役割を果たしています。現在、世界的にも文化財の保存が求められており、本町においても貴重な文化財の保護、保全、活用に努めながら、郷土の歴史や文化に対する理解をさらに深める体制づくりが必要です。生活用式の変化により、日々失われていく生活用具や諸道具、民俗資料などの保存展示についても検討する必要があります。

【主な施策】

文化・芸術団体の支援	文化・芸術団体の育成と活性化に努め、広域的な文化交流を推進します。また、芸術・文化活動の成果発表の機会の充実を図り、市貝町芸術祭などの文化活動を盛り上げていきます。一方、芸術・芸術団体は会員の高齢化が避けられない問題となっています。加齢による活動の停滞を防ぐため、団塊の世代や若い世代からの参加の働きかけ、各団体の活性化に努めます。地域の祭りや郷土芸能などの貴重な生き文化の保護と継承を図るため、その発表の場の提供や学校教育との連携を図り後継者を育成することなど、地域文化活動の支援に努めます。
文化・芸術事業の充実	質の高い事業を主催または招致し、町民が多くの優れた文化や芸術に触れることができるよう企画運営に努めます。中央公民館や町民ホールを活用して、文化や芸術が、常に町民の身近なものとして享受でき、文化・芸術に関心が高まるよう展示企画の充実に努めます。さらに町の歴史資料、郷土資料が常設できるよう歴史民俗資料館の運営を行います。
文化施設の整備・充実	文化・芸術発表の施設である町民ホールの舞台の改善を図るとともに、活動しやすい施設を目指します。
文化財整備、保存、活用の推進	町民が郷土の歴史や文化に対する理解をさらに深められるよう、本町の民俗、伝統諸資料や文化財の収集に努め、展示施設の整備を図ります。本町歴史民俗資料館は、本町独自のものであり本町の歴史と文化の情報発信施設としての役割を担っています。町にとって重要な資料や歴史的資料の収集に努め、展示資料の充実に努めます。

５　活力ある生涯スポーツの推進

【現状と課題】

現代社会に生きる人々にとって、生涯にわたり積極的にスポーツに親しむことは、健康の保持増進と体力の向上に役立つだけでなく、心身ともに健康で活力ある生活を営んでいくうえで極めて重要になってきています。また、競技スポーツは、町内・町外を問わず盛んになっており競技力の向上も求められています。今後もスポーツに対する町民のニーズに応えるため、情報の収集・提供の充実を図るとともに幅広い年齢層が気軽にスポーツやレクリェーションを楽しめるよう、施設の整備を充実し、健康づくりへの意識の高揚を図ります。

【主な施策】

生涯スポーツの推進	生涯スポーツに対するニーズは多様化し、競技レベルも年々高まっています。幼児から高齢者までの健康や体力などに応じたスポーツ活動の活性化のため、各種スポーツ、レクリェーション事業の充実、指導者の育成に努めます。また、スポーツに親しみ、心身ともに健康な生活を支えるため、気軽に楽しめるスポーツ教室などへの参加を促し、生きがいや健康づくりへの意識の高揚を図ります。
スポーツ施設の充実	スポーツ施設の良好な維持管理に努め、計画的に施設の改修と備品などの更新を図ります。また、天候に左右されずいつでも使用できるように、屋内施設整備の充実を図ります。
総合型地域スポーツクラブの支援と充実	地域住民が主体的に運営し、子どもから高齢者まで誰もが参加でき、体力や年齢、技術、興味、目的に応じていつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる「総合型地域スポーツクラブ（市貝いきいきクラブ）」は現在、地域住民及び既存団体などに対して理解を求め、組織を立てて運営しています。今後も関係団体、関係機関との連携と協力関係を築きながら、地域の実情にあった総合型地域スポーツクラブの運営を支援していきます。
健康づくり、スポーツレクリエーション祭の普及	全町民が心身ともに健康で活力ある生活を営んでいくために、町民が一体となって健康づくりへの意識が高まるよう努めます。また、町民一人ひとりが、それぞれの年齢や体力に応じてスポーツに親しみ、生涯をとおして健康であるために、町が誇る健康マラソン大会やいちかいスポーツ・レクリエーション祭などを普及し、「町民ひとり１スポーツ」を推進します。
生涯スポーツ活動の情報提供	各種スポーツ大会やレクリェーション活動に関する情報提供の充実を図ります。また、健康管理にも配慮したスポーツ活動の相談や学習情報を提供し、ライフステージに合わせた生涯スポーツの振興を図ります。
体育協会への支援と各種競技大会の開催・充実	本町のスポーツ振興のために体育協会との連携を図り、さらにスポーツ人口拡大のため、各種競技の充実と大会の開催を推進します。また、平成 26 年度からはじまったはが路ふれあいマラソンにおいて、郡内市町と連携し全国からの参加者と地域が一体となった大会の運営に努めます。
スポーツ少年団活動への支援	スポーツを通じて青少年の心と体を育てるスポーツ少年団活動を支援します。そのために専門のコーチやスポーツ少年団活動の指導者の確保と優秀なリーダーの養成に努め、青少年の競技力の向上と活性化を図ります。

第４章　尊重しあう社会の形成

施　策			
１	男女共同参画	（１）参画意識の啓発	（生涯学習課）
		（２）社会的条件の整備	（生涯学習課）
		（３）社会活動への参加の促進	（生涯学習課）
２	人権尊重	（１）人権尊重社会の実現	（町民くらし課）
３	国際交流・国内交流	（１）国際交流の促進	（企画振興課）
		（２）国内地域間交流の促進	（企画振興課）

第６次市貝町振興計画に示される基本方針に基づき、町長部局及び教育委員会部局が密に連携し尊重しあう社会の形成・実現を図ります。

男女共同参画
男女がその能力と個性を十分に発揮でき、互いに尊重しあい、社会のあらゆる分野に、ともに参画できるまちづくりを進めます。

人権尊重
町民一人ひとりが自らの問題として、お互いに尊重しあう人権尊重の社会の実現を目指します。

国際交流・国内交流
幅広い分野での交流活動を推進し、広い視野を持つ人材の育成と、当町の資源を活用したグローバルなまちづくりを進めます。

【主な施策】

男女共同参画意識向上	固定的な男女の役割分担意識を改め、男女が地域活動の場でも、職場でも、家庭でも共に参画し、いきいきと充実した人生を送ることができる男女共同参画社会の実現をめざします。そのために老若男女を問わず社会参加意欲にあふれた人材を支援し、徐々に意識改革が進む環境づくりを推進します。
人権教育推進事業の取組	我が国の社会において、人々の偏見や差別意識は着実に解消へ向け進んでいるものの、未だ多くの課題が残っています。情報化・高齢化・国際化など急激な社会の変化に伴い、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人などに関する様々な人権課題が発生し、複雑化しています。一方、家庭においては人権意識が未だ十分には備わっておらず、せっかく学校教育で培われた子どもの正しい知識や態度も、意識は低い現況です。近年、核家族化・少子化などの家庭環境が変化する中、児童虐待やドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）が発生するなど家族間における人権問題もクローズアップされています。さらに、子育てや子どもとの関わりに不安や悩みを抱える親が増加している状況も見逃せません。人権教育は他人事ではなく、誰にとっても心豊かに安心して生活できる社会づくりを実現するための重要な営みであると捉える事ができます。
国際交流の学習機会の推進	現代の情報化社会を背景にした国際化は、加速度的に進展しています。人口問題や環境問題、民族紛争や外国人労働者問題、貿易摩擦などを抱えながら国際化へと向かっています。私たちが国際社会の一員である以上、諸外国に

	ついての理解と国際協調のための学習が必要です。外国の文化と交流し理解するには、単に語学の学習だけではなく、まず日本の文化、地域の文化に対する認識と敬愛をもった人づくりが必要です。そのため、国際理解と国際協調を促進する学習機会の提供に努めます。

第５章　計画推進の評価

本大綱に基づく取り組みを効果的に進めるためには、企画調整や実施状況を評価していくことが大切です。計画の進捗状況をチェックする組織として、教育委員会・社会教育委員会・教育委員会の点検及び評価に関する検討会議委員などを機能させ、学校教育、就学前保育・教育、生涯学習の計画進行の経過報告や啓発を行うとともに意見や提案を募り、効果的な計画の実施を図ります。

【主な施策】

自己評価の徹底	毎年の取り組み状況を把握するとともに、定期的に評価を行います。施策の実行、点検評価・見直し、さらに新たな立案という流れの中で管理及び評価を行います。
第三者評価委員による評価	平成 21 年度より、教育に関する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者（評価検討会議委員）に委嘱し、その事務事業及び事業達成を点検・評価しています。この制度をさらに活用し、町民の立場からの評価を取り入れていきます。
評価を生かした見直し	自己評価及び外部委員による評価を取りまとめ、その結果を年度毎の教育委員会の点検・評価として、議会に報告するとともに市貝町公式のホームページで公開します。評価の結果を十分尊重し、次年度の事業に生かしていきます。

市 貝 町 教 育 大 綱

平成 28 年 2 月　策定
平成 28 年 11 月　改定

市 貝 町

総　務　課　TEL 0285-68-1111

市貝町教育委員会

こども未来課　TEL 0285-68-1119
生涯学習課　TEL 0285-68-0020